

医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者 受入れ体制確保事業に関するQ&A

※ 以下は、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A」等に基づき作成しています。

Q 1 医療機関における外国人患者の受入れ体制の確保に関しては、「医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業」においても補助事業が別に設けられているが、いずれの事業で申請すべきでしょうか。

- ご指摘の事業は主に外来で医療機関を訪れる外国人患者の動線誘導を目的として多言語の看板や電光掲示板等の整備を支援するものであるのに対し、本事業は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関において、院内等での感染拡大を防ぎながら、外国人患者の受入れにあたり必要な外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備することを支援するものであるため、趣旨に基づいて適切な事業で申請いただきたい。

Q 2 入院医療機関や宿泊療養施設のほかに、診療・検査医療機関（帰国者・接触者外来）についても、事業の対象になるのでしょうか。

- 本事業は外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備を目的としているため、外国人患者の外来のみを担う医療機関は本事業の対象外となります。

Q 3 いつからいつまでの費用が対象となるのでしょうか。

- 令和4年4月1日から令和5年3月31日までにかかる経費が対象となります。
- 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき各定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

Q 4 対象期間中であれば、複数回の申請が可能ですか。

- 申請は各施設で1回のみです。
- ※ 令和2年度及び令和3年度に本事業の補助を受けた医療機関及び宿泊療養施設は、令和4年度の補助対象外となります。

Q 5 対象経費のうち、「外国人患者の受入れにあたり必要な（略）感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）」は、令和2年度の事業「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象経費と同じでしょうか。

- 本事業は、院内等での感染拡大を防ぎながら、外国人患者の受入れにあたり必要な外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備を支援することを目的としています。
- 「外国人患者の受入れにあたり必要な（略）感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）」については、こうした補助金の目的に合致するもの、すなわち外国人患者の受入れに要するものであれば、令和2年度の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」と同様の範囲のものが対象経費となります。

Q 6 質問の3において、「令和4年4月1日から令和5年3月31日までにかかる経費が対象となる」旨が記載されていますが、例えば、当該医療機関の医療従事者が新型コロナウイルス感染症に感染したことに伴い、一時的に閉院又は外来を閉鎖した場合の補償を行う保険の保険期間に令和5年4月1日以降が含まれている場合は、当該期間の保険料は控除して申請する必要がありますか。

- 医療従事者が新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は濃厚接触したことに伴い、休業又は病棟や外来の閉鎖をした場合の補償を行う保険については、医療機関が医療提供を継続する上で避けることのできない新型コロナウイルス感染症への感染や濃厚接触の可能性に備えるものです。
- そのため、以下の①から③を全て満たす場合には、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに支払った保険料の全額を補助対象の経費として差し支えありません。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（病棟や外来を閉鎖した場合を含む）について補償する保険であること。
 - ② 契約期間を任意に設定することができないことにより、保険期間に令和5年4月1日以降が含まれること。
 - ③ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに保険料の支払いを行っており、その支払った額が12ヶ月以下の最も短い期間を対象とした保険料であること。